

<別紙1>

高山赤十字介護老人保健施設はなさとの重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 施設名 高山赤十字介護老人保健施設 はなさと
- ・ 開設年月日 平成9年10月20日
- ・ 所在地 岐阜県高山市花里町2丁目67番地
- ・ 電話番号 0577-35-5500・FAX番号 0577-35-5501
- ・ 管理者名 重盛 紀子
- ・ 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2152780033号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[高山赤十字介護老人保健施設はなさとの運営方針]

「利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護、その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の居宅における生活への復帰を目指す。明るく家庭的雰囲気を重視し、「にこやかで」

「個性豊に」過ごすことができるよう懇切丁寧を旨としたサービスを提供する。利用者の個人情報の保護は個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとする」

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
管理者（施設長）	1人			施設管理
医師		3人		利用者の診察及び診療
看護職員	12人	3人	2交代制	診療の補助及び看護
介護職員	24人		2交代制	介護業務
介護補助者				
支援相談員	1人			利用手続き及び相談
理学療法士	2人			リハビリ及び指導
作業療法士	2人			作業療法及び指導

管理栄養士	1人			利用者の栄養管理
介護支援専門員	1人			介護サービス計画作成
その他	1人	2人		事務及び他業務
薬剤師		2人		薬剤管理及び調剤業務
歯科衛生士	1人			利用者の口腔管理

- (4) 入所定員等 • 定員 100 名
 • 療養室 個室 6 室、 2 人室 7 室、 4 人室 20 室
(5) 通所定員 40 名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画（予防介護も含む）の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でお召し上がりいただきますが、やむを得ない場合は職員が立ち会いのもとで居室でお召し上がりいただく場合もあります。また、受診などにより食事の提供時間を早めることも可能です）
 - 朝食 8 時～
 - 昼食 12 時～
 - 夕食 18 時～
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います。）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス
- ⑬ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関（歯科も含む）に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- 協力医療機関及び歯科医療機関
 - 名 称 高山赤十字病院
 - 住 所 岐阜県高山市天満町 3 丁目 11 番地

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」に記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取していただきます。
食費は保険給付外の利用料として位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会時間は 13 時～16 時です。(予約制) 状況や環境によって、時間やルールが変更となります。
- ・来訪者は面会時間を遵守し、面会記録用紙に記入をして下さい。
- ・外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を届出書に記入して、職員に提出して下さい。
- ・飲酒・喫煙は施設内及び敷地内は出来ません。
- ・火気の取り扱いは施設内では禁止です。
- ・設備・備品の取り扱いは本来の用法に従って利用下さい、これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただくこともありますのでご了承下さい。
- ・所持品・備品は必要最小限にして下さい。
- ・金銭・貴重品は持ち込まないようにお願いします。万が一行方不明になりましても責任は負いかねますのでご了承願います。
- ・通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は利用者又は家族にて対応していただきます。
- ・通所リハビリテーション利用時の天候不良、災害等により送迎の遅延及び、ご利用について相談させていただく場合もあります。
- ・ペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止となっております。

5. 非常災害対策

- ・別途定める「高山赤十字病院 防災マニュアル」に従い対応します。
- ・別途定める「高山赤十字介護老人保健施設はなさと 防災計画」に則り年2回の避難訓練を実施します。
- ・防災設備 ①自動火災報知設備 ②スプリンクラー設備 ③消火栓設備 2 個
④消火器設備 3 4 個 ⑤非常放送設備 ⑥防排煙設備
⑦避難器具 ⑧誘導灯

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

(電話 0577-35-5500)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともあります。事務室に苦情・個人情報相談窓口が設置しております。

外部機関の苦情相談窓口

岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課

T E L 058-275-9826

高山市役所 高年介護課

T E L 0577-35-3178

飛騨市役所 健康いきがい課

T E L 0577-73-7469

下呂市役所 高齢福祉課

T E L 0576-53-0153

白川村役場 村民課

T E L 05769-6-1311

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。